
プロジェクト **日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管**

項目 **第 510 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 510 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 21 日開催）の審議で事務局によるコメント対応案について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局によるコメント対応案について聞かれた意見

事務局による本移管プロジェクトにおける対応方針について

2. 事務局による対応方針に同意する。

公開草案の公表の要否について

3. 項目4)について本移管プロジェクトでは、実務指針等の内容を変えずそのまま移管するとの方針を示しているため、コメント回答者の公開草案の公表は不要ではないかとの意見は理解できる。一方、実務指針等の移管のみとはいえ公表する新基準は相当の分量となることが予想され、利害関係者から意見を得る機会を確保することは重要であることから、公開草案を公表する方が妥当であると考ええる。

業種別の実務指針等の取扱いについて

4. 項目9)に記載されたコメント対応案に関して、「仮に金融商品会計の見直しを行うこととなった場合、銀行業に限らず広く適用可能な内容について、必要に応じて取り込むことが考えられる」と記載しているが、この記載は金融商品会計基準の見直しに際して業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」の取り込みの検討を行うことが前提となっているようにも読み取れるため、記載の趣旨を確認したい。
5. 項目9)に記載されたコメント対応案の「企業会計基準委員会は特定の業種を対象とした会計基準の開発は行わないこととしている」という記載について、内容的には同じ認識ではあるが、ASBJが現在公表している文書では記載されていないため、「基本的に行っていない」といった記載の方が良いと考える。
6. 業種別の会計基準については今後も日本公認会計士協会に残ることになるが、日本公認

会計士協会が業種別の会計基準の改正等を行う場合、企業会計基準委員会がそれを把握する仕組みがあるかについて確認したい。

日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち、会計に関する内容が含まれるもののリストの作成及び公表について

7. 項目10) に記載されたコメント対応案に関して、コメント提供者は、業種別の実務指針等を対象外とすることについて、「業種別」の表題の有無により形式的に除外するのか、内容を確認した上で対象から除外するのか、また、前者の場合、内容を確認した上で判断することが困難である理由についてコメントしていると考えられる。コメント提出者の趣旨に対応するようにコメント対応の記載を見直す必要があると考える。

以 上